

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市都市計画税条例の一部
を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市都市
計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規
定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したの
で、報告し、承認を求めるため

専決第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

海老名市都市計画税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）、第3項から第6項まで、第7項（見出しを含む。）、第9項及び第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第13項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第14項中「（平成24年法律第17号）附則第10条」を「（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海老名市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。